

介護予防短期入所生活介護サポートひかり重要事項説明書

- 1 事業者 短期入所生活介護サポートひかり
光市中央3丁目2番26号
法人名 医療法人社団 光仁会
代表者 理事長 市川 晃
光市中央3丁目2番26号
(0833) 72-5700
- 2 事業目的 利用者的心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。
- 運営方針 当事業者において提供する介護予防短期入所生活介護は介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿って次の通りとします。
- 1 ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、ご利用者のご家族のニーズを的確に捉え、利用者、家族、職員相互の信頼関係を築き、安心してご利用していただけるよういたします。
 - 2 ご利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明いたします。
 - 3 常に提供したサービスの質の評価を行い、その改善を図るものとします。
 - 4 地域との結びつきを重視し、他のサービス事業者との連携に勤めます。
- 3 ご利用事業所の職員体制及び職務内容
- | | | |
|----------|----|---------------------|
| ・管理者 | 1名 | 事業の管理運営等 |
| ・医師 | 1名 | 利用者の健康管理 |
| ・生活相談員 | 2名 | 利用者の生活相談業務 |
| ・介護職員 | 8名 | 利用者の日常生活上の介護に関すること。 |
| ・機能訓練指導員 | 1名 | 利用者の機能訓練に関すること。 |
| ・栄養士 | 1名 | 利用者の食事・栄養に関すること。 |
- 勤務体制 介護職員は2交代制、その他の職種は日勤制
- 4 利用定員及び施設の概要
- 利用定員は21名を上限とする。
- 1人部屋1室 2人部屋2室 4人部屋4室

5 介護予防短期入所生活介護の内容

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練等）
- 三 介護（移動や排泄の介助、見守り等）
- 四 相当期間以上にわたり、継続して入所する利用者に対する介護予防短期入所生活介護計画の作成
- 五 食事
- 六 健康チェック
- 七 入退所時の送迎
- 八 入浴及び清拭

6 利用料 別添利用料金表による

7 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、光市、下松市、田布施町、周南市とする。
ただし、離島は除く。

8 緊急時対応

利用者について、緊急事態が発生した場合には、主治医又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

9 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を行います。

10 秘密保持

職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

11 虐待防止対策 当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員 森下大輔
-------------	------------

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・虐待防止のための指針の整備をしています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市

町村に通報します。

1.2 苦情の申し立て

苦情を受け付けた場合は、上司への報告、原因の究明、対応策の協議のうえ、解決方法の掲示をします。

窓口担当 森下 大輔 尾崎 奈穂
ご利用時間 8：30～17：00
利用方法 電話 0833-72-5700
面接・相談

当事業所の他に、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

各市町村介護保険係
山口県長寿社会課 介護保険係 083-933-2774
山口県国民健康保険団体連合会 083-995-1010

1.3 事故発生時の対応

利用者に対する生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、関係市町等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

利用者に対する生活介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険（損保ジャパン）に加入しています。

1.4 協力医療機関 市川医院

1.5 入所に当たっての留意事項

施設内の秩序を守り相互の親愛に努めること、入所中は定められた区域以外は許可なく立ち入らないこと、許可なく飲酒したり、飲食物を持ち込まないこと、高額の物品を持ち込まないこと等、従業者及び管理者の指示に従ってください。

サービスの利用日に利用者に対して健康チェックを行い、利用不適当と認めた場合は、ご利用をお断りすることがあります。この場合、担当する介護支援専門員及びご家族にご連絡いたします。

1.6. 身体拘束防止への取り組み

利用者に対する身体拘束防止のための必要な措置を次に掲げるとおり行います。

- 1 身体拘束防止についての研修を通じて、身体拘束の身体・精神に与える影響を学び、利用者の人権遵守につなげます。
- 2 生命に危険が及ぶなどの緊急の事情がある場合には身体拘束の必要性を家族に説明し、了承を得たうえで行います。

1.7. 業務継続計画の策定

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

- ・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、

常に密接な連携に努めます。

- ・事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じて電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策

事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難、誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

重要事項説明者 氏名 _____

私は、本書面に基づいて、重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者)

氏名 _____ 印

住所 _____

(署名代筆者)

氏名 _____ 印

住所 _____